

清川村議会基本条例

清川村議会（以下「議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の下、清川村民（以下「村民」という。）による直接選挙で選出された清川村議会議員（以下「議員」という。）によって構成される。

議会は、議会の透明性と公平性を確保し、村民の参加を保障し、村民が期待と信頼を寄せる議会活動を進めるため、ここに清川村議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、開かれた議会を基本とし、議会及び議員活動を活性化させ、議会運営と議員の活動内容の基本的事項を定めることにより、村民福祉の向上及び村づくりの推進に寄与することを目的とする。

（議会の責務及び活動原則）

第2条 議会は、村の予算、決算及び政策の監視機関であるとともに、村民の意思を反映する最高議決機関であることを自覚し、必要に応じて調査研究を行い、政策の立案及び提言を行う。

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互による自由かつ活発な討論を尊重する。

2 議員は、村民参加と村民協働の議会運営を推進するため、村民に必要な情報を提供し、その意見を的確に把握して議員活動に反映させるとともに、村民とともに村づくりの活動に積極的に参加し、これを推進する。

（議員研修の充実）

第4条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努める。

（議会と村民との関係）

第5条 議会は、審議内容及び議会の活動を村民に明らかにするために、村民に対する説明責任を負う。

（本会議等での反問権）

第6条 本会議等における質問及び質疑に対し答弁する者は、論点を明確にするための反問権を有する。

（議会の議決事件）

第7条 法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

(関係団体との連携)

第8条 議会は、現代に即した議会のあり方についての調査研究を行うため、関係団体との交流及び連携を推進する。

(情報通信技術の活用)

第9条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用に努める。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化し、組織体制の整備に努める。

(議会広報の充実)

第11条 議会は、村政に係る重要な情報を議会独自の視点から、村民に周知するよう努める。

(災害時の対応)

第12条 議会は、災害が発生した場合、議会機能を維持し迅速な対応をとり、村民の生命及び財産を守るために、村長等及び村民とともに災害時の活動に努める。

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、村民の疑惑を招くことのないよう行動する。

(検証及び見直し等)

第14条 議会は、この条例の目的及び原則が達成されているかどうかを随時検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずる。

2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。